

基本方針4 生活環境づくり

健康で快適に暮らせる生活環境を確保する

〔将来像〕

私たちの身の回りには、すがすがしい空気や水があり、健康的に暮らすことができます。

また、まちには静けさや清潔さが感じられ、快適に暮らすことができます。

〔取組方針〕

こうした将来像を目標に、日々の生活や事業活動が、大気・水・土壤環境や、周囲に住む人々の生活にどのような影響を与えていたかを一人ひとりが理解し、知恵を出し合い、お互いが協働して環境配慮に取り組むための意識を定着させ、健康で快適に暮らせる生活環境の確保を目指します。



(イラストはイメージです)

▶ 指標の評価

(): 目標値を達成 (): 目標値に近づいている (): 目標値に近づいていない －: 現状値を把握していない

指標項目	基準年度	基準年度末時点実績値	2020(令和2)年度末実績値	目標	評価
成果指標					
住み心地よいと感じている人の割合※1	2016	58.0%	59.2%	増加	
取組点検項目					
大気の環境基準達成率※3 (大気汚染常時監視)	2010	光化学オキシダント非達成	光化学オキシダント非達成	環境基準の達成※4	
大気の環境基準達成率 (沿道の窒素酸化物※5濃度)	2010	全地点達成	全地点達成	全地点達成※6	
水の環境基準達成率 (目黒川)	2010	BOD※7 1地点で4回中、1回非達成	BOD 1地点で4回中、1回非達成	全回達成※8	
自動車騒音の環境基準達成率(常時監視)		－	6地点中、昼間5地点、夜間4地点で達成	全6地点での環境基準の達成※9	
工場、指定作業場の監察件数	2017	工場20件 指定作業場4件	工場3件 指定作業場1件	増加	
犬のふん尿等に関する苦情件数	2016	80件	130件	減少	
キャンペーン・セミナー参加者人数(ポイ捨てキャンペーン)(☆)	2010	57人	中止※10	増加	－※10
キャンペーン・セミナー参加者人数(犬の飼い方セミナー)(☆)	2016	27人	中止※10	増加	－※10

※1 P74の区民に対する『環境に関するアンケート』の「1. 現在お住まいの身近な環境について」の問1の★4マークの項目の集計結果の平均値から算出。

※2 P71「標本誤差について」により、数値の増減は誤差の範囲内のため、評価は「目標値を達成」としました。

※3 ここでいう「環境基準達成率」とは、それぞれの指標項目で設定した目標への到達度合いのことを指します。

※4 東山中学校屋上で行っている大気汚染の常時監視項目の全項目が環境基準を達成していること。

※5 燃料中や空気中の窒素が燃焼して酸化することにより生成されます。健康影響のほか、光化学オキシダントの原因物質のひとつ。

※6 対象道路沿道での窒素酸化物濃度の測定期間中(20日間)の平均値が、全地点(8地点)で環境基準値を満たしていること。

※7 BOD(生物化学的酸素要求量)：河川の水質を表す指標のひとつで、水中の微生物が有機物を酸化・分解するときに消費する酸素の量を示しています。BOD値が大きいほど汚濁物質(有機物)が多く、水の汚濁が進んでいるといえます。

※8 目黒川での水質測定の結果が、全地点(3地点)、全回(年4回)で環境基準値を満たしていること。

※9 「国土交通省平成27年度道路交通センサス」(22区間)を対象に実施する交通騒音測定(面的評価調査)結果が環境基準を達成すること。単年度の測定は、全22区間から偏りのないよう計画的に6区間(地点)を選定して実施しています。

※10 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

▶ 2020(令和2)年度の成果

- 大気(大気汚染常時監視)、水(目黒川)、自動車騒音(常時監視)の環境基準達成率は、目標を達成できませんでした。
- 犬のふん尿等に関する苦情件数は、基準年度末実績値より約6割増加しており、飼い主への普及啓発が必要です。
- ポイ捨てキャンペーン及び犬の飼い方セミナーは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

施策の進め方

区内の大気環境については、概ね環境基準を達成しています。しかし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント¹³については、環境基準を達成しておらず、主要な発生原因の一つである揮発性有機化合物（VOC）¹⁴対策が課題となっています。また、浮遊粒子状物質よりさらに小さな粒子であるPM2.5¹⁵がもたらす呼吸器等への影響が近年、クローズアップされるようになっています。

今後も引き続き、大気環境の監視と区民への情報提供、工場・事業場への規制・指導等を進めるとともに、国や都と連携して環境基準の達成に向けた取組を進めていきます。

区内の貴重な水辺である目黒川や呑川は、清流復活事業として落合水再生センターからの高度処理水の導水をはじめ、河床整正・浚渫（しゅんせつ）¹⁶及び河川清掃を継続してきたことで、過去のデータと比べ水質が改善され、魚や鳥類が確認されています。しかし、水温が上がる季節には水面の白濁や悪臭が発生し、その対策が課題となっています。引き続き、都や他区と連携して水環境の改善に取り組みます。また、河川や地下水等の調査と情報提供、工場・事業場への規制・指導等を行います。

私たちを取り巻く生活環境の中には多くの化学物質等が用いられています。近年では、その使用や廃棄に伴って発生する、アスベスト¹⁷やダイオキシン類¹⁸等の有害物質による汚染が問題となっています。

区民が安全で安心な生活を営めるよう、環境や区民の健康に悪影響を及ぼす恐れのある化学物質の適正管理、放射性物質への対応を適切に進めていきます。

¹³ 光化学オキシダント：大気中で太陽光中の紫外線を受けて、光化学反応により生成する大気汚染物質群のうち、二酸化窒素を除いたもの。

¹⁴ 挥発性有機化合物（VOC）：塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなど、揮発性をもつ化合物の総称。

¹⁵ PM2.5：大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下のもの。呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。

¹⁶ 河床整正・浚渫（しゅんせつ）：河床をならし、堆積した土砂を取り除くこと。

¹⁷ アスベスト：石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然に産する鉱物。その纖維が極めて細いため、所要の措置を行わないと、飛散して人が吸入する恐れがある。以前は防音材、断熱材、保溫材などに使用されたが、飛散、吸入が問題となるため、各種法律に基づき、アスベストによる健康障害の予防や、飛散防止対策が講じられている。

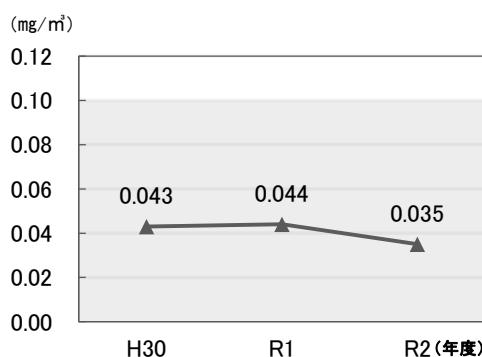
¹⁸ ダイオキシン類：塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称。「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、PCDD、PCDF及びコブラナーポリ塩化ビフェニル（コブラナ-PCB）を含めてダイオキシン類と定義している。

●大気環境の監視・情報提供

大気を汚染し、人に健康被害を及ぼすおそれのある物質には、浮遊粒子状物質（SPM）¹⁹、二酸化窒素（NO₂）²⁰、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）などがあります。そして、「環境基本法」に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準として「環境基準」が定められています。区では、東山中学校屋上に大気汚染測定室を設け、毎年、環境測定を実施しています。測定の結果、光化学オキシダントは、基準を達成しませんでした。

幹線沿道における窒素酸化物濃度調査を4回（各回平日5日間連続測定）行った結果、測定期間中、環境基準を超過した日はありませんでした。また、一般大気中のアスベスト測定調査データを収集するため、目黒区総合庁舎で実施した結果、アスベストは検出されませんでした。

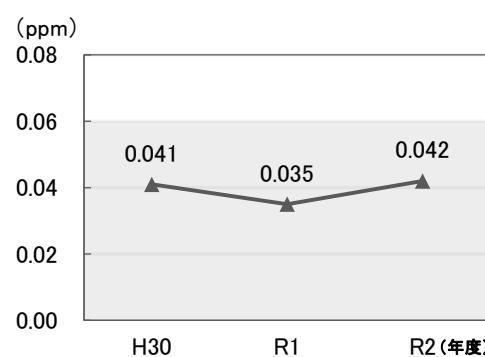
<浮遊粒子状物質含有量の推移>



(浮遊粒子状物質含有量の環境基準)

日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下（グラフ内の■）かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

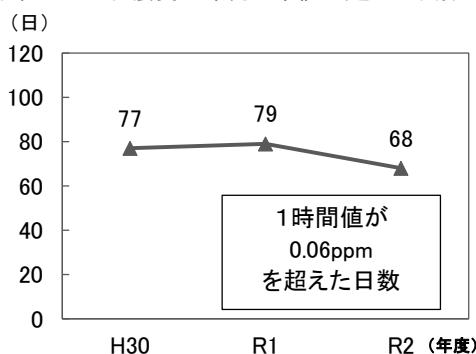
<二酸化窒素濃度の推移>



(二酸化窒素濃度の環境基準)

1時間値の日平均値が0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下（グラフ内の■）。

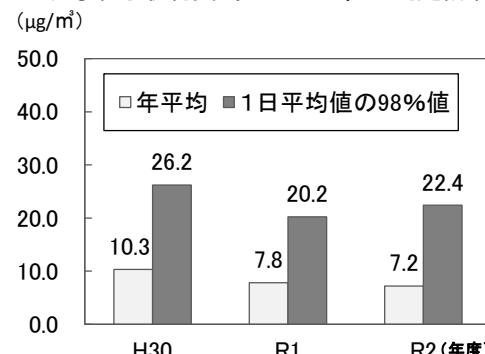
<光化学オキシダント濃度が環境基準値を超えた日数の推移>



(光化学オキシダント濃度の環境基準)

1時間値が0.06ppm 以下。

<微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果>



(PM2.5の環境基準)

1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値の98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。

¹⁹ 浮遊粒子状物質（SPM）：大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のものをいう。呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。

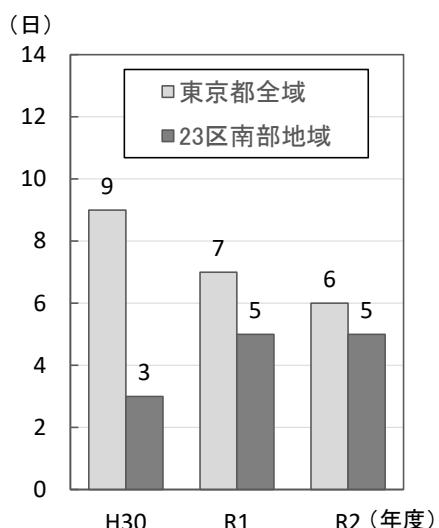
²⁰ 二酸化窒素（NO₂）：大気中に排出される窒素酸化物のほとんどを占める物質。主に自動車排気ガスなどから発生し、呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。

●光化学スモッグ対策

光化学スモッグは、光化学オキシダントが気象条件により大気中にたまり、白くもやがかかった状態を指します。光化学スモッグ注意報は5回発令され、発令時には防災無線での放送や区内施設に懸垂幕掲示を行いました。

また、光化学スモッグを引き起こす原因物質のひとつとされている揮発性有機化合物（VOC）の排出削減対策として、都が主催するVOC対策セミナーに関するチラシを配布し、都が進める排出削減の情報提供・啓発を進めました。

<光化学スモッグ注意報発令日数>



●アスベスト対策

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維で、建築材料などの工業製品に利用されてきました。その繊維は、目に見えないくらい細く軽いために飛散しやすく、肺がんや悪性中皮腫、アスベスト肺などの原因になります。

区では、アスベストを使用している建築物の実態把握と、建築物などを解体、改造、補修する際のアスベストの飛散防止対策徹底のため、解体・改修工事に際して作業方法の指導などを行っているほか、アスベストの含有などの調査費用の助成や、中小企業に対するアスベスト含有建築材除去の融資あっせんを行っています。2020（令和2）年度の調査費用の助成は、6件でした。

ぺんごろうじいさんからの一言

光化学スモッグ発生のメカニズム

光化学スモッグは、車の排気ガスや工場・事業場などから排出される煙に含まれる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物《VOC》）が日光に含まれる紫外線を受けて、光化学反応により変質し、オゾンなどの二次的汚染物質を生成することにより発生します。光化学反応により生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」と呼んでいます。夏に多く、日ざしが強く風の弱い日に発生します。

(出典：都ホームページをもとに作成)

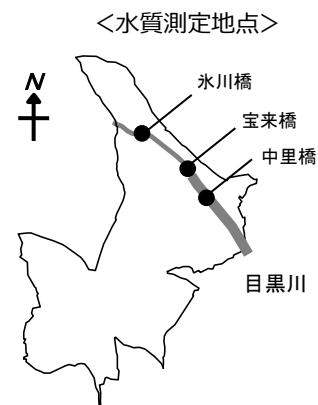


<光化学スモッグ発生のメカニズム>
(都ホームページより引用)

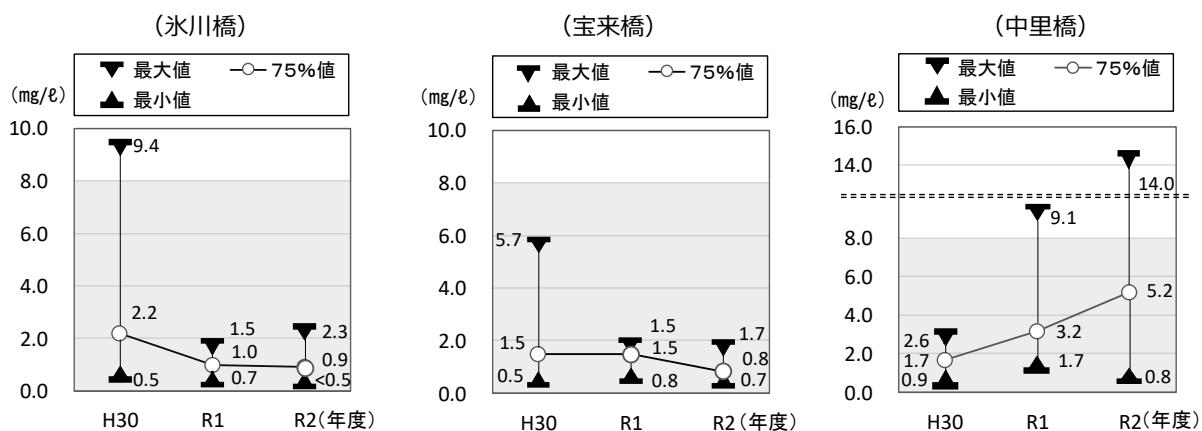
●水環境の監視・情報提供

目黒川の3地点で年4回、水質を測定した結果、人の健康の保護及び生活環境の保全に関するすべての項目で環境基準値を満たしていました。

また、化学物質の漏えい、地下浸透により発生する地下水汚染の実態把握を目的として、地下水の水質モニタリング調査を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令により、実施できませんでした。



<目黒川のBOD濃度の推移>



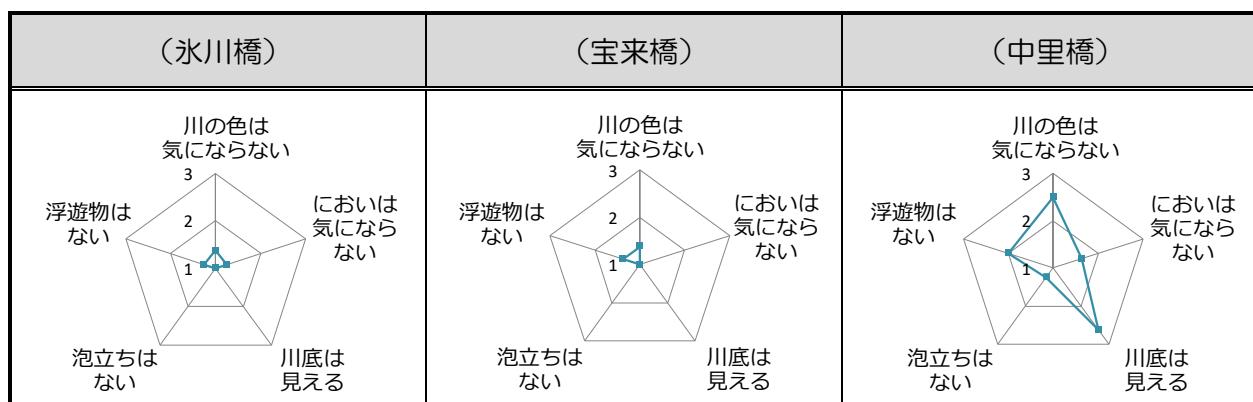
※グラフ内の□は環境基準値内（8 mg / l 以下）を表します。

※環境基準の達成を評価する際に用いられる数値は75%値です。

測定値を昇順に並べ、低い値から数えて75%目にあたる数値が75%値です。

目黒川の水質の測定とあわせて、川の色やにおいなどの項目について測定者の直感的な評価を記録しました。調査の結果、「川の色は気にならない」、「川底は見える」は、氷川橋・宝来橋と中里橋で大きな差がありました。

<川の色やにおいなどに関する測定者の直感的な評価>



● 河川環境の改善

河川の水質改善や臭気抑制を目的として、目黒川では、河川・水面の清掃、河床整正・浚渫、目黒川クリーンアップ大作戦の実施などを行っていますが、2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となりました。



＜目黒川クリーンアップ大作戦＞

● 水資源の保全と水循環機能の回復

区では、水資源の保全のために工場などに対して、地下水の揚水量の記録と報告を求めていました。2020（令和2）年度は、揚水量報告対象施設13施設で揚水量合計15,507tの報告がありました。

● 工場跡地等の土壤汚染対策

「水質汚濁防止法」・「下水道法」に基づく有害物質を製造、使用又は処理する特定施設の跡地などにおいて、有害物質の漏えいなどにより、土壤や地下水の汚染に発展する場合があります。区では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」などに基づき、土壤汚染調査時に6件の立入監察を実施しました。また、都と情報交換や対策指導などで連携を図り、工場跡地などの土壤汚染の監視・指導を行いました。

● 化学物質の適正管理

適正管理化学物質に指定されている化学物質を年間100kg以上使用する工場・事業所は、使用している化学物質ごとの使用量を各区・市に報告するよう、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」で定めています。2020（令和2）年度は、49件の報告書と2件の化学物質管理方法書を確認し、実態の把握と排出抑制を図りました。

● 工場・事業場への排出規制の実施（大気・水）

有害化学物質による環境リスク低減のためには、有害化学物質使用事業場の実態を把握することが重要です。地下水汚染は、土壤が、鉛などの有害な重金属類やテトラクロロエチレンなどの化学物質で汚染され、それらが地下水に溶け出すことで引き起こされ、飲用などに伴う健康被害をもたらすおそれがあります。発生原因は、工場・事業所などの事業活動時の漏えいなどがあります。

区では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」に基づく有害化学物質使用事業場の実態把握をしました。

●自動車交通騒音・振動の監視

騒音については、「面的評価調査²¹」と「要請限度調査²²」を行っています。調査対象区間（地点）は、国土交通省が実施した「平成27年度道路交通センサス²³（全国道路・街路交通情勢調査）」に基づき、区が設定した22の区間から選定しています。

面的評価調査では、全6地点で等価騒音レベル²⁴を測定した結果、環境基準を満たした地点は昼間の測定で5地点、夜間では4地点でした。一方、要請限度調査では、面的評価調査とは別の全6地点で等価騒音レベルを測定した結果、昼間の測定は全地点で要請限度の範囲内でしたが、夜間の測定では1地点で要請限度を超過しました。

振動については、騒音の要請限度調査と同じ6地点で要請限度調査を行った結果、いずれの地点でも要請限度の範囲内でした。

なお、自動車交通騒音・振動の監視を行う際は、あわせて交通量を調査し、騒音・振動の測定結果との相関を確認しています。

〈面的評価調査における6地点の等価騒音レベル〉 (単位: dB)

	目黒通り (八雲3丁目)	山手通り (中目黒1丁目)	環状7号線 (南2丁目)	淡島通り (駒場1丁目)	自由通り (八雲5丁目)	自由通り (自由が丘1丁目)	環境基準
昼間	71	70	65	66	63	66	70以下
夜間	66	67	62	64	61	63	65以下

〈要請限度調査における6地点の等価騒音レベル〉 (単位: dB)

	目黒通り (目黒2丁目)	目黒通り (碑文谷4丁目)	目黒通り (八雲2丁目)	鮫洲大山線 (目黒本町3丁目)	山手通り (中目黒4丁目)	環状7号線 (柿の木坂1丁目)	要請限度
昼間	69	70	71	66	68	75	75以下
夜間	67	67	68	64	66	73	70以下

●騒音沿道対策

道路騒音が著しい環七通り沿いにおいて、建築物の建築などに際し、道路交通騒音の防止に係る届出書を受理し、後背地²⁵への道路交通騒音防止に取り組みました。なお、緩衝建築物の建築費等の一部負担に関する都の助成制度への申請はありませんでした。

●放射性物質への対応

子どもの遊びや学びの場となる施設を中心に、公園などの空間放射線量を測定し、測定結果を区ホームページなどで公表しました。

また、食と環境の安全を確認するため、公立保育園、希望する私立認可保育園、認証保育所その他認可外保育施設の給食食材の放射性物質検査（使用前給食食材検査、主要食材検査、食育食材検査）を行いました。

²¹ 面的評価調査：一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居などのうち、環境基準を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的」な評価方法による調査。

²² 要請限度調査：「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度値を測定する調査。要請限度値とは、生活環境が著しく損なわれると認められる値。

²³ 平成27年度道路交通センサス：概ね5年ごとに全国一斉に行われる自動車の利用実態に関するアンケート調査で、2015（平成27）年度秋に実施されたもの。

²⁴ 等価騒音レベル：時間とともに変動する騒音（非定常音）について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。単位はデシベル（dB）。騒音に係る環境基準は、等価騒音レベルで評価。

²⁵ 後背地：騒音調査を実施する主要な幹線道路に対して、直接面していないものの道路から近く騒音の影響を受ける地域を意味する。

◇ 2021（令和3）年度に実施する主な施策の内容

- ・大気汚染物質、酸性雨、窒素酸化物の常時監視及び分析を引き続き行います。
- ・夏季における光化学スモッグ被害を未然に防止するため、都と連携し、機会をとらえて区民への情報提供と周知を行います。
- ・解体業者に対し、アスベストに関する施工計画届出の審査や作業方法の指導を行います。
- ・目黒川の水質を測定します。
- ・河川環境を維持するため、目黒川の河床整正・浚渫と、目黒川及び呑川の定期的な河川清掃を行います。
- ・揚水施設の設置に関しては、最小限の揚水量となるように指導を引き続き実施します。
- ・工場跡地などの土壤・地下水汚染について、引き続き立入観察を実施し、指導を行います。
- ・区内の地下水の汚染調査を実施します。
- ・有害化学物質使用事業場の実態を把握し、排出抑制につなげていきます。
- ・自動車交通騒音・振動・交通量調査を継続して行います。

ぺんごろうじいさんからの一言

アスベスト飛散防止対策の強化

アスベストは、1975（昭和50）年頃まで、主に建築材料として使用されました。現在は、これらの建物の解体などの工事が増えています。

2021（令和3）年4月から、「大気汚染防止法」の一部が改正され、石綿含有成形板等の全ての石綿含有建材を規制対象に拡大し、飛散防止対策を強化しました。

また、事前調査の信頼性確保のため、調査方法を法定化しました。さらに、必要な知識を有する者による調査実施（施行：令和5年10月～）、調査結果の都道府県への報告（施行：令和4年4月～）が義務付けられます。



表紙には「解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ 大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。」と書かれています。右側には「解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ 大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、令和3(2021)年4月から施行されます。」とあります。左側には「アスベスト飛散防止対策の強化」というセクションがあります。

環境省 解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ
アスベスト対策啓発用パンフレット

区では、アスベストの調査費助成を行っているほか、区ホームページにおいて、アスベスト対策の各種申請・届出や作業遵守事項、参考サイトへのリンクを掲載しています。

WEB

トップページ > くらし・手続き > 自然・環境・ごみ >

解体工事・建設作業などの規制・届出 > アスベスト（石綿）対策

施策の目標 4-2**身近な環境問題への対応****施策の進め方**

快適に暮らすことのできる生活環境の確保に向け、工場・作業場や建設工事等からの騒音・振動の状況を監視し、法令に基づき対策を進めていきます。

また、日常生活音、飲食店の臭気、エアコン室外機の騒音等の生活公害に関する相談への対応を進めるとともに、区民同士がお互いに配慮し、健全な近隣関係を維持できるよう、情報提供等を通じて身近な生活公害防止への理解を高めています。

●工場等への指導

事業場や建設現場などから発生する騒音・振動については、「騒音規制法」や「振動規制法」などに基づき届出を受理することで実態を把握し、公害防止指導に当たっています。

<届出件数> (単位:件)	
法令など	届出件数
騒音 規制法	特定施設 ^{*1}
	221
振動 規制法	特定建設 作業 ^{*2}
	189
「東京都環境確保条例」 工場／指定作業場	28／31

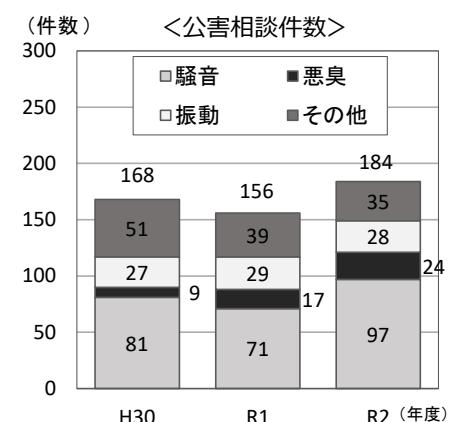
*1 特定施設：著しい騒音や振動が発生する特定の機械設備を、騒音規制法や振動規制法で「特定施設」と定めています。

*2 特定建設作業：著しい騒音や振動が発生する特定の建設作業を、騒音規制法や振動規制法で「特定建設作業」と定めています。

●生活公害（騒音・振動・悪臭等）に係る相談・調整

近年の公害相談は、騒音・振動、悪臭など典型7公害のほかに、アスベスト被害に対する不安や一般生活苦情（空き地の雑草、落ち葉）など多岐にわたっており、解決までに時間を要する困難な案件も増加しています。

2020（令和2）年度の公害相談件数は、184件でした。

**◇2021（令和3）年度に実施する主な施策の内容**

- 届出による実態把握や現場調査などにより、工場・事業場及び工事・建設作業における騒音・振動の実態把握及び公害防止指導を行います。
- 生活公害に対しての相談や調整を行います。

施策の目標 4- 3 住み心地のよい生活環境の確保

施策の進め方

住み心地のよいまちであり続けるためには、歩きたばこや吸殻等のポイ捨て、犬のふんの放置をしないなどのモラルやマナーをみんなで守っていくことが必要です。

区では、「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」を定め、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という考え方のもと、区、区民、事業者等が、それぞれ主体的に協働してまちの環境美化に取り組んできました。

今後も、一人ひとりのモラルやマナーを一步一步着実に向上させていくことを大切にし、区民、事業者、来街者に向けたマナーの普及啓発を継続するとともに、地域主体の美化活動を支援していきます。

● 吸殻等のポイ捨て禁止・犬のふん放置等に対するマナー普及啓発

環境美化推進のため、啓発プレート及び路上シールを配布しました。2020（令和2）年度のポイ捨て禁止キャンペーンは、新型コロナウイルス感染拡大により中止しました。

また、路上喫煙禁止対策として、路上喫煙禁止啓発シートを設置するとともに、屋内型喫煙所の整備に要する経費を補助し、区内各駅周辺を中心に屋内型公衆喫煙所が設置されました。犬のふん放置防止などのマナー向上のため、啓発プレートの配布や苦情などの相談にも対応しました。

清潔で魅力あるまちを守る運動の一環として、清掃イベント「WE LOVE めぐろ」を毎年度実施していますが、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。



<WE LOVE めぐろ>

● 地域美化活動支援

<中目黒スイーパーズ ロゴ>

まちの美化活動に対する支援として、スイーパーズの事務局運営、連絡会の開催などを行いました。

中目黒スイーパーズの活動実績として、1,234回、延べ6,082人が清掃活動に参加しました。

区では、環境美化推進団体にトングやガム取り棒など清掃用具の貸出しや啓発品を提供するとともに、落書き消去剤の貸出しを6件行いました。また2件の落書き防止対策を実施するための経費の補助申請がありました。



<スイーパーズ活動>

トピックス

落書き消去剤の貸出しや落書き防止対策経費の補助を行っています！

落書きのないきれいなまちにするために、落書き消去剤の貸出しや、あらかじめ塀や壁等に落書き防止対策を施すための経費の補助を行っています。

問合せ先 環境清掃部環境保全課環境計画係
電話 03-5722-9606

<住み心地のよい生活環境の確保に関する取組>

取組名称	取組内容	実績
ポイ捨て禁止啓発活動	啓発プレートの配布	配 布 数： 173枚
	路上シールの配布	配 布 数： 875枚
	ポイ捨て禁止キャンペーンへの参加	新型コロナウイルス感染症 拡大に伴い中止
清掃活動	WE LOVE めぐろ	新型コロナウイルス感染症 拡大に伴い中止
	中目黒スイーパーズ	開催回数： 1,234回 参加人数： 6,082人
路上喫煙禁止対策	啓発シートの設置	設 置 数： 70枚
	屋内型喫煙所の設置	設 置 数： 1施設1か所
犬のふん放置禁止などのマナー普及啓発	啓発プレート・路上シールの配布	配 布 数： 686枚
	犬の飼い方セミナーの開催	新型コロナウイルス感染症 拡大に伴い中止
	犬のふんに関する苦情・相談対応	相談件数： 130件

◇ 2021（令和3）年度に実施する主な施策の内容

- ・環境美化団体との協働により、継続的にまちの環境美化活動を図るとともに、新たな地域における環境美化団体の立上げ及び活動の支援を検討します。
- ・ポイ捨て、犬のふん放置などのマナー違反について、啓発プレートの配布、ポイ捨て禁止キャンペーンなどを継続し、地域の清掃活動を積極的に支援します。
- ・中目黒駅周辺のポイ捨て禁止・たばこマナー向上の啓発活動を行います。また、民間の屋内型喫煙施設に係る整備費補助事業を実施します。
- ・まちの美観を損ねている落書きの対策として、啓発シートの作成をします。また、落書き消去キャンペーンの実施を検討します。

▷トピックス

ハクビシン・アライグマの相談・捕獲処分業務を実施しています！

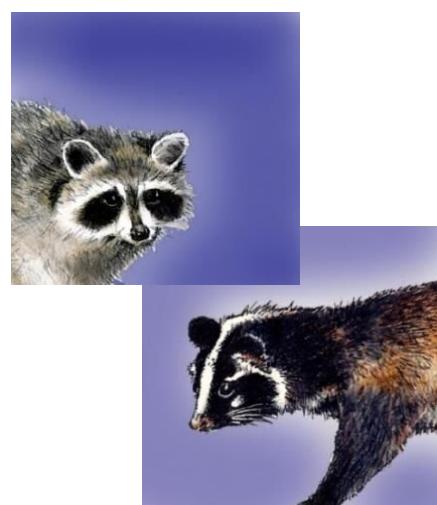
2017（平成29）年8月から、個人の住宅などでハクビシン・アライグマによる被害を受けている区民を対象に、箱わなを設置して、ハクビシン・アライグマの捕獲処分業務を行っています。

2020（令和2）年度は、目撃情報や被害に関する相談が235件あり、箱わなを126基設置しました。捕獲数は、ハクビシンが31頭、アライグマが1頭でした。また、ハクビシン・アライグマによる被害を防ぐため、チラシを作成するとともに、総合庁舎本館西口ロビーでパネル展を3回開催し、普及啓発を行いました。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問合せ先

環境清掃部環境保全課環境計画係
電話 03-5722-9357



<上：アライグマ 下：ハクビシン>

出典：東京都環境局